



未来をひらき 人もまちも いきいき輝く 平生

広報

ひらお

-HIRAO Public Relations-

主な内容

- 新年のあいさつ (P2)
- 平生町防災メールサービス (P3)
- 確定申告 準備はお早めに! (P4)
- 町県民税の申告受付が始まります (P5)
- 民生委員児童委員が決まりました (P6)
- まちの話題 (P9~11)
- 情報伝言板 (P16~17)



No.1185

平成23年
(2011)

1 月号

サッカーフェスティバル開催!

12月19日、永大グラウンドで第22回サッカーフェスティバルが開催され、スーパーリーグとエンジョイリーグの2つのリーグに計16チームが参加し、試合が行われました。

年に1回の平生サッカーの祭典! とにかくサッカーを楽しむためのこの催しには、周東 FC 出身者をはじめ、町内外から多くのサッカー好きが集まりました。

◇発行: 平生町役場 〒742-1195 山口県熊毛郡平生町大字平生町210番地の1 ☎0820(56)7111<総務課>



- ホームページ (パソコン版) <http://www.town.hirao.lg.jp/>
(携帯電話版) <http://www.town.hirao.lg.jp/mobile/index.html>

(左の2次元バーコードを読み取り機能のついた携帯電話で読み取るによりアクセスできます。)

- E-mail hirao1@town.hirao.lg.jp

迎春

平生町長

山田健一



あけましておめでとう
ございます。

皆様におかれましては、
健やかに平成23年の新春
をお迎えのこととお慶び
申し上げます。

過日の町長選挙におき
ましては、皆様の暖かい
ご支援により、4期目の
当選の榮に浴することが
出来ました。ご信認、ご
支援いただきました皆様
に、厚くお礼申し上げま
す。今後とも責務の重さ
を痛感しながら初心を忘
れることなく、ご期待に
沿うべく全力を尽くして
いく所存です。

さて、一昨年の政権交
代で変革が期待された国
政でしたが、昨年6月に
は早々と首相が交代し、
7月には参議院議員選挙
の結果に伴い、ねじれ国
会が生じるなど、国政
は混迷の度を深めていま
す。一方で、地域主権が
提唱されるなど、地方
の果たす役割も高まって

います。「国家の実力は地
方に存す」といわれるよ
うに、地方に力があつて
国の活力が生まれるので
す。地方の力はそこに住
む人々の元気によるもの
です。今こそ地方の力
で国を突き動かしていき
たいものです。

本年は、向こう10年間
の町政運営の指針となる
「第四次平生町総合計画」
によるまちづくりがスタ
ートする年です。目指す
べき将来像は「人とまち、
『きずな』でつなぐ元気な
平生」です。この計画は、
まちづくり懇談会でお聞
きした町民の皆様からの
生の声を内容に反映させ
るなど、オリジナリティ
溢れるものとして策定し
ました。基本計画は5つ
の基本目標を軸に11の基
本政策、52の施策により
構成されています。なお、
各施策には5年後の数値
目標を設けており、目標
の共有化および計画の適

切な進行管理を図ること
ができるようにしていま
す。

また、今年は一地域福
祉計画」に基づく活動も
併せて実施して参ります
ので、地域福祉関係施策
を、より円滑に進めてい
くことができると思いま
す。

昨年、高齢者の所在不
明問題が全国的な社会問
題に発展しました。その
原因が、人間関係や地域
とのつながりの希薄化に
よる「無縁社会」にある
ことは明らかです。今後
の政治課題となるであろ
うこのような問題の解決
に向けて、きずなの強い
協働のまちづくりを推進
し、住民共助のシステム
を確立することが、不可
欠です。お互いの顔が見
えて、人と人の息遣いが
伝わるふる里の良さが見
直される時が、近い将来
必ず来ると思います。

また、今年の10月は「お

いでませ！山口国体・山
口大会」が開催され、本
町ではデモンストレーシ
ョン行事として電動車椅
子サッカーが行われます。
まちを訪れる選手および
関係者の皆様に、本町の
自慢である人の温もりを
感じていただけるよう準
備を進め、国体を盛り上
げていきたいと思いま
すので、その際はご協力の
程よろしく願います。

終わりに、今年一年の
皆様のご健勝とご多幸を
お祈り申し上げ、年頭の
ごあいさついたします。

1月15日(土)

登録受付開始!

『平生町防災メールサービス』

■問合せ先

町役場総務課
☎(56)7111

●その他留意事項

- ・収集したメールアドレスは、本メール配信以外の用途には利用しません。
- ・本サービスの利用は無料ですが、通信費は利用者負担となります。

- ・通信環境などにより、通知メールの受信に時間がかかる場合があります。

- ・本サービス内容は、予告なしに内容を変更または削除する場合があります。

- ・システムメンテナンスおよびシステム異常により、サービスを停止する場合があります。

- ・本サービスから送信したメールがエラーとなって戻ってきた場合は、利用の解除手続きをとらせていただく場合があります。

- ・メール配信された情報について、複製頒布、出版、放送などへの二次利用、再配布は禁止いたします。

- ・配信されるメールへの返信は受け付けておりません。

- ・このサービスに関連して、利用者が損害を被った場合でも一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

●平生町防災メールサービスとは

安全安心のまちづくりを推進するため、防災に関する情報などをメールで携帯電話などに配信するサービスです。
※サービス利用料は無料ですが、送受信に係る通信費は利用者負担となります。

●登録できる人

携帯電話、PHS、パソコンなど、メールアドレスがあれば誰でも登録できます。

●配信情報

○防災情報

- ・災害に関する避難勧告、避難所開設などの情報
- ・国民保護に関する情報

- 気象警報・注意報(地震・津波など含む) ※気象庁の情報

○安全・安心情報

- ・防犯や交通安全に関する情報

○その他

- ・町からのお知らせなど

●登録方法

①次の登録用アドレスに件名・本文を入力せずにメールを送信します。

e-hirao@xpressmail.jp

QRコード対応の携帯電話をご利用の場合、右図からアドレスを読み取ることができます。



②本登録用メールが送られてきます。

メール本文内に記載されたURLをクリックし、インターネットに接続します。

③登録画面が表示されます。

必要な情報を選択して、「確認」ボタンを選択します。

④登録内容を確認して「登録」ボタンを選択します。

登録完了です。

●解除方法

①次の解除用アドレスに件名・本文を入力せずにメールを送信します。

e-hirao-d@xpressmail.jp

QRコード対応の携帯電話をご利用の場合、右図からアドレスを読み取ることができます。



②解除用メールが送られてきます。

メール本文内に記載されたURLをクリックし、インターネットに接続します。

③解除完了画面が表示されます。

解除完了です。

●登録、解除時注意事項

登録アドレスにメールを送信しても返信がない場合は、次のことを確認して再度送信してください。

- ・登録用メールアドレスを確認する。
- ・新着メールの問合せを実施する。
- ・迷惑メール設定を確認する。[@xpressmail.jp]からのドメイン許可

確定申告 準備はお早めに！

申告・納付期限

- ◇ 所得税・贈与税 3月15日(火)
- ◇ 消費税・地方消費税 3月31日(木)

確定申告が必要な人

- 事業所得（商業、工業、農業、漁業などからの所得）や不動産所得（地代、家賃）などのある人で、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超える人
- 土地、建物などを譲渡した人
- サラリーマンで年収が2,000万円を超える人、給与以外の所得が20万円を超える人、2カ所以上から給与を受ける人 など

確定申告をすれば税金が戻る人

確定申告する義務のない人でも、次の場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- マイホームをローンなどで取得したとき
- 多額の医療費を支払ったとき
- 災害や盗難にあったとき
- 年の途中で退職し、再就職をしなかった人で、年末調整を受けなかったとき など

◆確定申告期間前相談会のお知らせ

収入が公的年金のみの人や、医療費控除などの還付申告の人は、確定申告期間前相談会をご利用ください。なお、時間帯によっては混み合う場合がありますので、ご了承ください。

開催日	場 所	時 間	対 象 地 区
2月9日(水)	平生町勤労 青少年ホーム	9:30～12:00	平生町、宇佐木地区
		13:00～16:00	大野南、曾根地区
2月10日(木)	平生町勤労 青少年ホーム	9:30～12:00	平生村、豎ヶ浜、小郡、尾国地区
		13:00～16:00	大野北、佐賀、佐合地区



◆光税務署での申告相談受付

- 期 間 2月16日(水)～3月15日(火)
午前9時～午後5時
- 場 所 光税務署 (光市虹ヶ浜3丁目10番1号)
- ※ 還付を受けるための申告は、1月から受け付けています。
- ※ 光税務署では、土・日曜日・祝日などの受付を行っていませんが、申告書を郵送または税務署の時間外収受箱に投函することで提出することができます。

昨年、確定申告会場でe-Taxをご利用された人は、本年以降は確定申告書や青色決算書（収支内訳書）が送付されず、確定申告に必要な情報を記載したはがきを送付します。

各種様式の送付を希望される人は、次の方法をお願いします。

◇ 国税庁ホームページからダウンロードする

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/mokuji.htm>

◇ 最寄りの税務署に、電話などで送付を依頼する。

音声ガイダンスに従って「0」（確定申告テレフォンセンター）または「1」（電話相談センター）を選択してください。

申告書の作成は国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) の「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。



提出方法が選択できます

1. e-Tax 電子申告により提出
2. 書面提出 申告書などを印刷して提出

町県民税の申告受付が始まります

申告期限
3月15日(火)

町県民税の申告が必要な人

平成23年1月1日に平生町内に住所を有する人は、3月15日までに町県民税の申告をしなければなりません。

ただし、次の①～③に該当する人は申告の必要はありません。

- ①所得税の確定申告をした人
- ②前年中の所得が、給与所得だけで、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されており、他に控除の必要のない人
- ③前年中の所得が、公的年金だけで、公的年金の支払者から町へ公的年金支払報告書が提出されており、他に控除の必要のない人

これらに該当しない人は、平成22年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得（給与・農業・営業・漁業・その他）を、多少にかかわらず、申告しなければなりません。

また、収入がない人でも、国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者については申告が必要ですので、必ず申告してください。

なお、平成22年度の申告状況などから申告が必要と思われる人には、1月下旬に申告書を郵送します。申告が必要な人で申告書が届かない場合は、税務課までご連絡いただくか、直接申告会場にお越しください。

◆町役場税務課では、下記の日程で申告相談を行いますのでお気軽にご利用ください。

開催日	場所	時間	対象地区
2月16日(火)	町役場第3庁舎3階	9:00～16:00	平生町、平生村地区
2月17日(水)	町役場第3庁舎3階	9:00～16:00	平生町、平生村地区
2月18日(木)	町役場第3庁舎3階	9:00～16:00	平生町、平生村地区
2月21日(日)	尾国コミュニティセンター	9:30～12:00	尾国、小郡地区
	佐賀公民館田名分館	13:30～12:00	田名、丸山地区
2月22日(月)	佐賀公民館	9:30～16:00	佐賀地区
2月23日(火)	佐賀公民館	9:30～12:00	佐賀地区
	佐合島コミュニティセンター	12:15～13:45	佐合地区
2月24日(水)	—		
2月25日(木)	大野コミュニティセンター	9:30～16:00	大野地区
2月28日(日)	—		
3月1日(火)	壱ヶ浜コミュニティセンター	9:30～12:00	壱ヶ浜地区
	ふれあいの館 (宇佐木コミュニティセンター横)	13:30～16:00	宇佐木地区
3月2日(水)	曾根公民館	9:30～16:00	曾根地区

申告に必要なもの

- 印章
- 所得の計算根拠となる書類
※給与所得および公的年金所得のある人は源泉徴収票(原本)
- 国民年金保険料の控除証明書、生命保険・個人年金保険・地震保険の控除証明書(原本)
- 障害者の人は、身体障害者手帳など、または事実を確認できる書類
- 医療費控除【医療費総額が所得金額の5%または10万円のいずれか少ない金額を超えるもの】を受ける場合、1年間に支払った医療費の領収書および保険金などで補てんされる金額が分かるもの
- その他控除を受ける場合は、その事実を確認できる書類

上記の期間中、税務課職員の多くは申告会場に出向くため、税務課の窓口では最小限の職員での対応となります。申告相談につきましては、できる限り上記申告会場へお越しください。

税務課窓口・申告会場ともに、時間帯によっては大変混み合い、長時間お待たせすることもありますので、時間に余裕をもってお越しください。また、申告内容に不明な点があったり、申告書類に不足があったりすると、申告相談に時間がかかりますので、申告に必要なものは忘れずにご持参ください。

民生委員児童委員、主任児童委員が決まりました

12月1日に平生町民生委員児童委員が改選され、新任6人を含む31人の新しい委員のみなさんが、厚生労働大臣から委嘱を受けました。

民生委員…厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、社会福祉の推進に努める方々で、児童委員を兼ねています。

児童委員…地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように見守り、子育てや妊娠中の不安などの相談・支援などを行います。なお、主任児童委員は町内全域で児童に関することを専門的に担当します。



△12月6日、委嘱状伝達式（町役場）

平生町民生委員児童委員一覧（敬称略） 任期：平成22年12月1日～平成25年11月30日

委員名	担当地区
柳本正信	山田・平生萩原・長迫・松尾
本井秀夫	田布路木・周東病院
清水丕史	小和田・上殿・西分
武内尊徳	高須・西高須・西十八割
内山清	沼・西原・松庫住宅・磯崎団地・磯崎・光輝病院住宅
時政和男	竪ヶ浜東・中・西・荒木・新開・人島
村尾哲男	日の出一区・二区・下豊田・吉原・坂ノ下一区・二区・三区・壺の割・東壺の割・吉原東
山本忠子	西の町・戎町・新市・裏町・西浜・角浜
弘津良和	土手町西・桜町・大正町・栄町
岩政洋子	土手町東一区・二区・三区・四区・五区・三新住宅・平生促進・十三割団地・東十八割
河藤昭司	上横一区・二区・三区・上横団地・下横一区・二区・三区
岩村照美	新湊・中湊・野島・新町東・新町西・湊の内・新町団地・湊の浜・新町つくし・新町南
奥永収	今井・今井団地・喜多・大野萩原・今井西団地
守田琢美	中村・みのげ団地・中村団地・中村南・大野促進
藤岡千鶴子	河田・水越・大野西団地
田代節雄	南上・南下・蔭平・日向平・園田・大久保
岩見圭子	弁上・大野南団地・大野東団地・和泉・長谷前・長谷後
堀建太郎	隅田・六枚・小山・曾根ハイツ・隅田住宅・中隅田・メゾン中隅田
原田正忠	向井原・向井原上・向井原下・沖・沖団地・光輝病院寮・葵精機寮
吉野達成	奥下・畑・平原・地方上・地方下・長尾・新長尾
藤井康平	百済部・東水場・西水場・新地
福本洋一	田名上・中・沖・丸山
神処敏江	浜崎・神田・伊保木・名切
生本泰	小森・浜田
朝顔壮一	森ノ下上・森ノ下沖
白井憲二	やぶ・大田・上組・越峠
浅海和枝	黒羽根・東魚見・西魚見
窪田力三	尾国・小郡・秋森
東山由美子	佐合
新本涼子	主任児童委員
松原俊子	主任児童委員

このたびの改選に伴い、民生委員児童委員を退任された次の方々に対し、厚生労働大臣、町長、町社会福祉協議会長、町民生委員児童委員協議会から感謝状と記念品が贈られました。（順不同）

星出澄江さん、山根恵美子さん、檜垣康子さん、藤山美代子さん、松本澄胤さん、福長健次さん

20歳になったら国民年金

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入して保険料を納めなければなりません。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やけがで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。ただし、保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、加入手続きをきちんとして、必ず保険料を納めましょう。

必要な手続きは？

【自営業者・学生・フリーターの人など】
町役場町民課で加入手続きを行ってください。

【第2号被保険者（厚生年金保険や共済組合の加入者）】
加入手続きは必要ありません。

【第2号被保険者に扶養されている配偶者】
第2号被保険者の勤務先を経由して加入手続きを行ってください。



学生納付特例制度

学生で保険料を納めることが困難な場合、申請をして承認されると、在学期間中の保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。申請により承認される期間は4月から翌年3月末までとなり、毎年申請が必要です。

◇対象となる人

夜間・定時制課程や通信制課程も含む大学（大学院）・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校（修業年限が1年以上の過程に限る）などに在学する20歳以上の学生で、「本人の前年の所得から社会保険料控除額などを控除した後の金額」が「118万円＋扶養親族等の数×38万円」以下のとき

◇手続きに必要なもの

学生証（コピー可）または在学証明書・年金手帳・印章

◎継続申請

平成22年度に学生納付特例の承認を受け、申請時に翌年度以降の在学予定期間を記入した人については、4月初旬に次年度の案内が届きますので、同封のはがきに必要事項を記入し、返送することで継続申請の手続きができます。

◆満額年齢基礎年金を受け取るために、追納しましょう。

学生納付特例制度は保険料の支払いを猶予する制度であり、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されませんが、年金額には算入されません。

学生納付特例の承認を受けた月から10年以内であれば、保険料をさかのぼって納める追納をすることができ、将来、満額の老齢基礎年金を受けるためにも追納しましょう。ただし、承認を受けた年度から翌々年度を過ぎると、当時の保険料に加算額が上乘せされます。

■問合せ先

徳山年金事務所
0834(31)2152
町役場町民課 保険年金班
056(71)113

わたしたちの“まちの設計図” 「第四次平生町総合計画」の策定に向けて…

平生町総合計画審議会答申

11月25日、町役場で、平生町総合計画審議会（会長：松場義人氏）から第四次平生町総合計画（案）の答申を受けました。

審議会では、平成22年7月以降、全体会2回、分科会10回（5分科会各2回）の計12回にわたり、本計画（案）の審議が行われました。

答申にあたって、地域主権社会の到来を見据えた「住民と行政による協働の取組み」など5項目の意見が添えられました。

この答申をもとにした基本構想（案）は、町議会の議決を経て、平成23年3月に第四次平生町総合計画として完成する予定です。

■問合せ先 町役場総合政策課 ☎（56）7120



△山田町長へ答申書を手渡す松場義人会長と合頭悦子副会長

人権コラム

つながり
ぬくもり

No.1

「人権が尊重された世界を願って」



平生町人権教育推進協議会
(事務局：町教育委員会)

「人権って何？」

人権って、本当に何でもか。憲法では基本的人権について規定しています。それは、第11条に「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」とあります。

1億2千万人の日本国民が本当にこの憲法の趣旨を理解し、他人の基本的人権を尊重しているとはいえないかもしれません。

毎日、洪水のごとく耳に届く、人が人を傷つける事件は、後を絶ちません。その典型は、親が子に、子が親にその刃を向けていることです。決してあってはならぬことで

あり、許されるものではありません。人権が尊重されるべき社会がだんだんと遠い存在へとなっているのかと不安を感じます。

憲法の規定を見て、改めて感じたことは、「将来の国民に与えられる」ということです。普通、現在を生きる者に与えられる権利と、子が孫の時代へもこのことを含んでいきます。

子や孫の時代と比べて考えられるもののひとつに、地球環境があります。温暖化が進んで、地球環境の変化とともに生態系へも影響を与えています。今世紀末には海面上昇が2メートルにも及ぶ説もあります。これで、将来の国民にこの地球を引き継ぐことができるの

でしょうか。住みよい環境で誰もが生きていきたく願うのは当たり前のことです。

内容がグローバル化してきましたが、ともに現在を生きる「人」の人権を尊重する精神を忘れてはならないということ、を、今一度、思い起こしてみましよう。

遅くはありません。今からでも「人権」を心の片隅において、考えていくことはありませんか。その先には、きっとすばらしい世界が待っていることを願って。

このように、人権について、人権教育に携わる人々によって考えていることや経験したことなどをリレーで紹介していきます。

このように、人権について、人権教育に携わる人々によって考えていることや経験したことなどをリレーで紹介していきます。

町有地を先着順で売り払います

昨年11月から12月にかけて行ないました一般競争入札で落札されなかった町有地について、あらかじめ売却価格を提示して先着順で購入者を決定する「先着順売払い」による購入希望者を募集します。

町有地の購入を希望される人は、下記の記載事項に基づき申し込み手続きを行なってください。

なお、物件は現状有姿のままでの売払い、引渡しとなりますので必ず現地を確認してください。ご要望に応じて職員による現地説明も行います。

●売払い物件 (物件の位置図については、平成22年11月号の広報ひらお4ページまたは平生町公式ホームページをご覧ください。)

物件番号	H22-1	所在	平生町大字平生村字吉原三ノ割740番5		
地目	宅地	地積	1,368.54㎡	最低処分価格	25,318,000円
物件詳細	・旧町営住宅跡地 ・都市計画：都市計画区域内（第一種住居地域） ・建ぺい率：60% ・容積率 200% ・上水道：つなぎ込み可 町道に本管整備済（加入金および手数料が必要） ・下水道：つなぎ込み可 ただし、利用形態により要協議				

●申込方法

町有地の購入希望者は、「町有財産払下げ申請書」に必要事項を明記し、署名押印の上、納税証明書を添えて直接持参（郵送不可）してください。

※代理人による申し込みの場合は、申込者の委任状が必要です。

※申請書や委任状などの書類は、町役場総合政策課に置いていますが、平生町公式ホームページ (<http://www.town.hirao.lg.jp/>) からダウンロードして使用することもできます。

●受付日時

1月14日(金)～(土・日・祝祭日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※売払いを完了した場合や諸事情により、予期せず売払いを終了または中断することがありますので、あらかじめご了承ください。

■問合せ・書類提出先

町役場総合政策課 ☎(56)7120

おめでとう！山口国体



まちの話題

電動車椅子サッカーを体験



11月28日、町体育館で電動車椅子サッカー体験教室が開催され、19人の小学生が参加しました。

参加者は競技内容の説明を受けた後、ドリブルの練習と試合を行いました。体験を終えた参加者は「簡単そうに見えたけど、実際にやってみるとすごく難しかった」と電動車椅子を自在に操る選手のみなさんの技術の高さを、改めて感じた様子でした。

なお、同競技は来年度開催される山口国体において、デモンストラクション行事として本町で行われるものです。

炭焼き体験学習

佐賀小学校6年生が大星ふれあい窯(佐賀)で、炭焼き体験学習を行いました。

12月3日は窯入れ作業としてまき割りや窯への運び入れを行い、その後、赤土とれんがで入口をふさぎ、火を入れました。そして、同月17日には窯出し作業を行い、完成した炭を手に入れました。地域の伝統を学び、優しく指導してくださった人々の温もりに触れる貴重な体験となりました。



ひらお農業体験農園収穫祭

12月4日、ひらお農業体験農園(大野南)で、収穫祭が行われました。

収穫した野菜は、白菜・ジャガイモ・ニンジン・カブ・ネギなどで、このたびは同教室の卒業生も交流として参加しました。

収穫後は、芋煮風なべなどに姿を変えた野菜を囲んで会食が行われ、参加者はお互いの成果を語り合いながら親睦を深めました。



エゴマ収穫体験

12月4日、「きてみて！ひらおの会」主催のエゴマの収穫体験が、堅ヶ浜地区のほ場で行われ、町内外から参加者が集まりました。

エゴマは「里山の会」のみなさんが、堅ヶ浜地区を中心とした荒れた山林などを整備する活動の一環で栽培したものです。収穫後はもちつき体験とエゴマ料理の試食を行い、つきたてのもちやエゴマを使った絶品料理は、参加者の舌を楽しませました。



平生町卓球大会

12月5日、町体育館で平生町卓球大会が開催されました。熱戦の結果は次のとおりです。(敬称略)

○シングルス(優勝者)

一般男子 谷野真吾

一般女子 高瀬恵子

中学生男子 松浦直哉

中学生女子 友田美空

小学生 古川明香里

○ダブルス(優勝ペア)

一般 高瀬恵子・重歳康子

中学生男子 松浦直哉・森雅人

中学生女子 新原瞳・永木香純



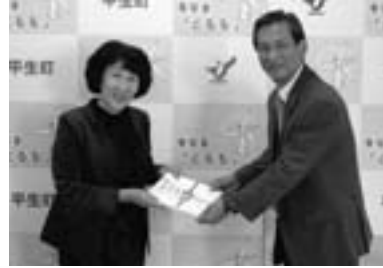
町民課の
窓口延長サービス

●毎週金曜日、町民課の窓口は午後6時30分まで(年末年始、祝日を除く)
●交付できるもの：住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証、印鑑証明書
※戸籍について、古い戸籍(除籍・原戸籍)は除く

池坊周南支部から ご寄付

12月6日、教育・文化の振興のため、華道家元池坊周南支部より町に金一封のご寄付がありました。

この日は、同支部の支部長 増原恵子さんが町役場を訪れ、山田町長に寄付金が手渡されました。



防火パトロール出発

12月16日、町役場に平生町消防団員約50人が集まり、防火パトロール出発式が行われました。

この防火パトロールは、火災の起こりやすい年末に向けて、火災予防啓発のために巡回を行うもので、この日も各分団のみなさんは、町内の安心・安全のためそれぞれの地域に向かいました。



人権尊重啓発活動を展開

12月4日から同月10日までの1週間、第62回人権週間として、全国各地において、さまざまな人権尊重啓発活動が行われました。

町内においては、12月6日に人権擁護委員の中嶋一成さん（新開）、中尾一真さん（上組）、五味洋子さん（土手町西）が広報車で町内巡回、小中学校の訪問、店舗入口での啓発用パンフレットの配布などを行い、人権啓発の推進に努めました。

また、毎月第2月曜日には人権行政相談を開催していますので、お気軽にご相談ください。



▷平生中学校を訪れる人権擁護委員のみなさん

全国都道府県駅伝大会出場

12月16日、第16回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会に出場する、末次慶太くん（平生中3年）が町役場を訪れました。

11月13日に行われた選考会を兼ねた大会「バリアント・ゲームズ・in山口」において、末次くんは第3位となり、このたびの全国大会出場が決まりました。

末次くんは「中学生最後の大会であり、3年間の集大成として悔いの残らない走りをした」と抱負を語ってくれました。



「消費税完納・e-Tax 利用推進の町」宣言式

12月10日、平生町商工会館で平生町「消費税完納・e-Tax 利用推進の町」宣言式が開催されました。

宣言式の取り組みは、消費税完納およびe-Tax利用の推進を広く一般消費者や地域住民に呼びかけを展開し、地域社会の健全な発展をめざすことを目的としており、広島国税局管内においては2番目、山口県内においては初めての取り組みです。

式典では、平生町商工会副会長の河本栄治氏により宣言が行われました。また、「平成22年度中学生の税の作文コンクール」において光税務署長賞を受賞した吉村伊代奈さん（平生中1年）により税の作文が朗読されました。

式典終了後は、町内の店舗入口でe-Taxイメージキャラクターのイータ君と関係者が、PR用ティッシュを配布しました。また、県道上関線沿い（大内川排水機場付近）には宣言塔が設置されています。



①宣言（河本さん）②宣言塔③PRティッシュ配布（イータ君）④作文朗読（吉村さん）

表彰

アルミ缶回収優秀校

アルミ缶回収に熱心に取り組んでいる優秀な小中学校として、佐賀小学校がアルミ缶リサイクル協会から表彰を受け、同協会の福中樹さん（福中商店代表）から感謝状が授与されました。



同校は、20年間にわたる回収活動を行っており、このことが評価されて、このたびの受賞となりました。

やまぐち生涯現役

社会づくりり章

高齢期にあっても、仕事やボランティア活動、生涯学習・スポーツなどさまざまな分野で積極的に社会参加し、いきいきと活躍しているグループとして、老人クラブ峰寿会（代表・吉田泰彦氏）が山口県から表彰を受けました。



花いっぱい運動

花を育て花に親しむことを通して、環境の美化、青少年健全育成、地域連帯感の醸成などの地域づくりに顕著な功績のあった団体および個人が、山口県から表彰を受けました。町内の受賞団体は次のとおりです。



△佐賀小学校長先生と曾根婦人会のみなさん

山口県花いっぱい運動

- 知事特別賞 佐賀小学校
 - モデル団体指定 平生小学校、佐賀小学校
 - 教育長賞 曾根婦人会
 - 優秀賞 平生中学校
 - 優良賞 大野公民館運営協力委員会
 - 奨励賞 社会福祉法人うちうみ会 養護老人ホーム寿海苑
- ◆ おいでませ！山口国体・山口大会 花いっぱい運動
○ 奨励賞 佐賀小学校

もちつき



12月19日、佐賀地区



12月19日、やぶ地区



12月5日、大野地区

しめ縄づくり



12月11日、平生地区



12月11日、大野地区



12月11日、曾根地区

ボランティア料理教室

- ◁ 11月30日、佐賀小学校5年生とその保護者が、山口県漁協平生町支部女性部、生活改善実行グループのみなさんから魚を中心とした郷土料理を教わりました。
- ▷ 12月8日から平生中学校3年生が各クラスごとに、食育ボランティア「ルーラルガイド」のみなさんから平生のおやつづくりを教わりました。



こんにちは保健師です No.595

「たばこは周りの人の健康を害することをご存じですか」

他人の吸うたばこの煙（受動喫煙）によってさまざまな病気になることが分かっています。みなさんの健康を守るために分煙、禁煙を心がけてみませんか。

○周りの煙（副流煙）の方が有害

たばこの煙は、もちろん吸う人の身体に入りますが、たばこの先からたちのぼる煙は、周りにどんどん広がっています。周りにいるみんなが、発がん性物質やアンモニア、カドミウム、といった明らかに毒物を吸い込んでいます。しかも、恐ろしいことに、周りに流れている煙の方が量が多いのです。



○受動喫煙で起こる健康問題（受動喫煙症）

・急性影響
流涙、鼻閉、頭痛、呼吸抑制、心拍増加、血管収縮などが起こります。たばこ特有のにおいもあり、他人のたばこの煙に対する不快感、迷惑感の原因となります。

・慢性影響
がん..たばこを吸う夫を持つ女性の肺がんが約1.5倍になるほか、副鼻腔がんなどのリスクを高めます。

循環器・受動喫煙が虚血性心疾患、脳卒中の発作などの危険性を高めることが分かっています。

・胎児、乳幼児への影響

低体重児が生まれる可能性が高くなったり、突然死（乳幼児突然死症候群）が起こりやすいことが知られています。

○家族（特に子ども）が副流煙の犠牲に！

受動喫煙により急性や慢性の影響が出てきますが、家族の中にたばこを吸う人がいると、中耳炎や気管支炎など、いろいろな病気になりやすいうことが分かっています。

○有害な煙は急速に広がります

屋内では狭い空間や広い空間に限らず、煙は一瞬で部屋中に飛び散っています。

○煙だけではなくたばこの被害

赤ちゃんがたばこを食べてしまったり、たばこの不始末から火事になったりして家中が大騒ぎになることもあります。



禁煙にチャレンジする方法として、医療機関にご相談することもできます。

おすすめメニュー 栗ときのこのピラフ



平生町食生活改善推進協議会

マッシュルームは表面の白いほうが新鮮です。具は混ぜないで、米の上のせて炊きましょう。

《材料》 4人分

- | | | | | |
|------------|----------|---|------|----------|
| 米 | 2,1/2カップ | A | 水 | 2,1/2カップ |
| 栗（甘露煮） | 8粒 | | コンソメ | 小さじ1,1/2 |
| しめじ | 1/2パック | | こしょう | 少々 |
| エリンギ | 1本 | | 白ワイン | 大さじ3 |
| マッシュルーム（生） | 5個 | | バター | 大さじ1,1/2 |
- パセリ

《作り方》

- ①米は洗って水気をきる。
- ②栗は水洗いして半分に切る。
- ③しめじは小房に分け、エリンギは半分に切って小さめに裂き、マッシュルームは放射状に切る。
- ④パセリはみじん切りにする。
- ⑤炊飯器に米、②③とAを入れて普通に炊く。
- ⑥蒸れたら全体を軽く混ぜて器に盛り、パセリを散らす。

禁煙外来医療機関についてのお問い合わせは
町保健センター ☎（56）7141

今年度は、町内の9つの出店団体を中心に実行委員会を組織し、バザーを行いました。出店の内容は、飲食物や遊休品販売、そして、昔の遊びや簡単工作が無料でできるコーナーなどがあり、多くの親子連れでにぎわいました。



△ゴム鉄砲で楽しむ子どもたち

この秋の文化行事に合わせて、体育館の駐車場で毎年バザーの出店も行っています。もともと、有志の団体で行っていたバザーを一体的に行うために、平成20年度から、生涯学習推進協議会と出店団体の代表者として出店実行委員会を立ち上げ、協力して運営するようになりました。

行事を進める上でいつも大変なことは、準備と後片付けです。実行委員会として、協力して行うとはいえ、テントの設営や解体、机等の移動など大変な作業の上、時間もかかってしまいます。そこで、昨年度から、2日目の片付けのお手伝いをしていただくボランティアの募集をすることにしました。今年度は、生涯学習推進協議会の構成団体を中心に、20人近くの方のボランティアとしての参加があり、バザーの後片付けに加え、武道館の畳敷きのお手伝いをさせていただきました。会場に

このボランティアが一般の多くの方に広がることにより、秋の文化行事やバザーの盛会だけではなく、平生町のまちづくりにもつながるのではないかと考えています。実行委員会としてもさらに発展できるようにがんばって、みなさんに喜んでいただけるバザーの出店にしたいと考えています。

■問合せ先
町教育委員会 社会教育課
☎(56)6083

No.184

生涯学習推進だより
「バザーを出店し、秋の文化行事を盛り上げました」
秋の文化行事バザー出店実行委員会



平生町生涯学習推進マスコット「マナビット」

おられた方の中には、飛び入りで片付けに参加してくださった方も多数いらっしゃいました。また、前々日の文化展の準備の手伝いにも来ていただいた方もおられ、大変助かりました。

地域の絆が薄れていると言われる昨今ではありますが、ボランティアのみなさんの姿を見ていると、胸が熱くなる思いがしました。多くのみなさんの温かいご支援に厚くお礼申しあげます。

暮らしの中に図書館を!!

平生図書館 ☎(56)2310
【開館時間】午前9時~午後5時15分

図書館
だより



新着図書を紹介

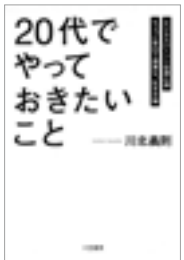
- 図書の一部を紹介します。
- 《一般書》
- 虹色の皿 拓末 司 著
 - 錨を上げよ 上・下 百田 尚樹 著
 - 下町ロケット 池井戸 潤 著
 - 剣客瓦版つれづれ日誌 池永 陽 著

- 老いの才覚 曾野 綾子 著
- 《児童書》
- オオカミグーのなつかしいひみつ みやにしたつや 絵
 - かわうそ3きょうだいのふゆのあさ あべ 弘土 作
 - おばあちゃんのたんじょうび いもとようこ 文・絵
 - すずちゃんと魔女のババ 柏葉 幸子 作
 - 竜の木の約束 濱野 京子 作

話題の本

「20代」でやっておきたいこと
川北 義則 著 (三笠書房)

20代のとき何をしたか、何を考えたかで、人生はガラリと変わる!自分を伸ばすために経験しておきたいこと、会社で働くときに知っておきたいこと、20歳からの勉強法、人に頼らない生き方など、20代の必須心得を説く。



休館日 1月…17日(月)、24日(月)、30日(日/月末整理日)、31日(月)
2月…7日(月)、11日(金/建国記念の日)、14日(月)

シリーズ

正しい知識で安心な消費生活

山口県消費生活センター 電話 083(924)0999

投資用マンションの悪質な電話勧誘販売

相談

職場に投資用マンションの電話勧誘がしつこく続き、いくら断っても偽名を使ってかけてくるので困っています。家にまで来ると言っているのですが、どのように対応すればよいでしょうか。

アドバイス

職場に勧誘電話がかかってきても、購入する意思がなければ、手短かに毅然（きぜん）とした態度で断りましょう。
また、嫌がらせや脅迫的な内容の勧誘があれば、警察に相談しましょう。

◆◇ワンポイント◇◇

投資用マンションの勧誘電話は、「絶対に儲かる。絶対に損をしない」とか「このような物件はめったにない」などのセールストークで、自宅や職場に昼夜を問わず電話をかけてきます。長時間におよぶ勧誘や脅迫まがいのケースも多いので、あいまいな態度は取らず、手短かに「お断りします」などと毅然と断りましょう。相手が話を続けていても「これで電話を切ります」と伝え、静かに受話器を置きましょう。

また、契約した場合でも、宅建業者自らが売主で、売主の事務所外で売買契約した場合は、8日間のクーリングオフが適用されます。クーリングオフの対象とならなくても、契約の履行に着手するまでは、手付放棄で解除することもできます。契約で困ったことがありましたら、県消費生活センター【☎083（924）0999】や町役場経済課【☎（56）7117】などにご相談ください。

柳井警察署だより

新年に無事故・無違反を誓おう

交通事故は、わたしたちにとって「最も身近な危険」となっています。一人ひとりが「思いやりとゆずり合い」の心を持ち、安全な運転や歩行に努め、今年一年も無事故・無違反で過ごしましょう。

早朝や夕暮れ時から夜間にかけて、歩行者の姿は大変見えにくくなります。歩行者や自転車の人は、反射材の着用や明るく目立つ色の服装にしましょう。



また、ドライバーは、早めのライト点灯やこまめにハイビームに切り替えて、前方の視界を確保しましょう。

飲酒運転は、ドライバーだけでなく、一緒にお酒を飲んだ人たちも罰せられることがあります。仲間の中から飲酒運転する人を出さないためにも、お互いが「飲酒運転は絶対してはいけない！」と声を掛け合いましょう。



後席を含む全席でのシートベルト着用が義務化されています。自分の身を守るためだけでなく、同乗者の安全のためにも、車に乗ったら全席・全員がシートベルトやチャイルドシートを正しく着用しましょう。

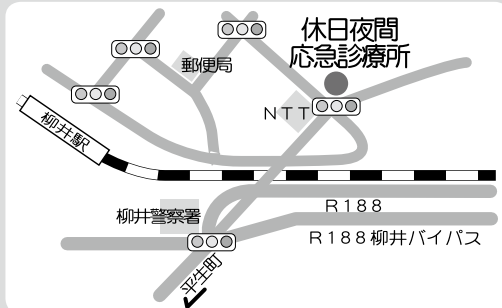
休日や平日夜間の医療案内

◇診療は、あくまで応急的診療であり、専門的な診療は受けられない場合があります。

■柳井地域休日夜間応急診療所

柳井市中央1丁目5番3号

☎(22)9001 (下記診療時間内)



区分	診療日	診療時間(受付)
休日 昼間	日曜日・祝日 盆(8月15日) 年末年始 (12月30日~1月3日) ※これらの日の夜間診療は ありません	午前9時~12時 (11時30分まで) 午後1時~5時 (午後4時30分まで)
	平日 夜間	月~金曜日 ※土曜日の診療はありません

「まちの保健室」 山口県看護協会柳井支部

場所: イズミゆめタウン柳井 2階ベビー服売り場前
日時: 1月15日(土) 午前10時~12時
内容: 血圧測定、体重・体脂肪測定、健康相談、
乳児・育児相談など

安全・安心な
暮らしのために...
もう付けましたか?

「住宅用火災警報器」

消防法の改正により、平成23年6月までに、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。早めに設置しましょう。

なお、設置についてご不明な点は、下記問合せ先までお尋ねください。



■問合せ先

柳井地区広域消防組合 予防課 ☎(23)7774
町役場総務課 地域安全班 ☎(56)7111

柳井健康福祉センター相談日

〔柳井市古開作/☎(22)3631〕

- B・C型肝炎抗体検査《要予約(前日まで)》
2月9日(水) 10:00~11:00
- 骨髄バンク登録検査《要予約(前日まで)》
2月9日(水) 9:00~10:00
- 発達クリニック《要予約(1週間前まで)》
2月10日(木) 13:00~16:00
- HIV抗体検査《要予約(前日まで)》
※当日検査結果がわかります
2月9日(水) 14:00~16:00
- 思春期・ストレス相談《要予約(前日まで)》
1月28日(金) 10:00~15:00
- 心の健康相談《要予約(1週間前まで)》
2月15日(火) 13:00~14:00

こころの救急電話相談

山口県精神科
救急情報センター

☎0836(58)4455 (24時間対応)

内容: 精神病、うつ病など、こころの病気による混乱した言動・ひきこもり・自殺願望など

小児救急電話相談

受付時間
毎日 午後7時~11時

☎#8000 または ☎083(921)2755 (携帯電話も可)

内容: 15歳未満の子どもの急患や疾病に関すること

月間火災・救急発生状況

(11月) 資料: 柳井地区広域消防組合

月間交通事故発生状況

(11月) 資料: 柳井警察署

	火災			救急	発生件数			死者(人)	傷者(人)
	建物	山林	その他		人身	物損			
管内	1	0	2	278	31	159	1	37	
平生町内	0	0	1	49	3	18	0	5	

まちの人口

世帯数 5,539 世帯(+6)
人口 13,090 人(+4)
11月30日現在の住民
基本台帳記載人口。うち男 6,220 人(-1)
うち女 6,870 人(+5)
()内は前月対比。

今月の納税【1月】

納期限1月31日

町県民税 第4期
国民健康保険税 第7期
介護保険料 第7期
後期高齢者医療保険料 第7期

☆完納で育てよう明るい平生町☆

◎便利な口座振替も利用できます◎

問合せ先 (町税) 町役場税務課 ☎(56)7114
(介護保険料) 健康福祉課 ☎(56)7115
(後期高齢者医療保険料) 町民課 ☎(56)7113

〔ミュージックチャイムの曲名〕

6:00 雪 12:00 平生町の歌 17:00 夕やけこやけ

Information

情報

伝言板

じょうほうでんごんばん

お知らせ

妊婦健康診査におけるHTLV-I抗体検査の実施

1月から妊婦健康診査でのHTLV-I（ヒト白血病ウイルスI型）抗体検査を健診8回目（妊娠30週頃）の時に公費負担（無料）で実施することとなりました。妊婦健康診査受診医療機関の窓口においての手続きとなりますので、直接医療機関で受診してください。

なお、医療機関においては既に検査を実施している所もあります。12月までに検査を受けた妊婦さんは、対象とはなりませんので、ご了承ください。

■問合せ先

町保健センター
☎（56）7141

新しい3つの予防接種が始まります

ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチンの3種類の予防接種が1月から公費負担（無料）で受けられるようになります。

ます。開始直前、直後は、予約や接種が集中する可能性があります。すぐの予約や接種ができない場合があります。詳しくは、町保健センターまでお問い合わせください。

●対象者

・ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン…0～4歳未満
・子宮頸がん予防ワクチン…中学1年～高校1年の女子

■問合せ先

町保健センター
☎（56）7141

講座・講習

手づくりおやつに挑戦!

●日時 2月9日(水) 午前10時～12時

●場所 柳井市西福祉センター
●講師 柳井文化クッキング朝日美津子さん

●参加費 500円

●定員 25人(託児有り)

●申込方法 電話にて随時受付

●申込期限 2月2日(水)

■申込み・問合せ先
やないファミリー・サポートセンター
☎（23）0668

海技免状更新講習

●日時 1月28日(金)（海技士は5日前までに要予約）受付：午後5時20分～講習：午後6時～

●場所 上関町室津中央公民館

●持参品 海技免状、本籍記載の住民票1通、ボールペン、認印、写真2枚（4.5cm×3.5cm）

●料金は3cm×3cm ※海技士は3cm×3cm

●料金 小型：7500円（小型失効：16550円）、大型：8400円 ※送料別途500円

■問合せ先

(社)中国船舶職員養成協会（中国海技学院）
☎082（255）8705

安全衛生講習会

◇玉掛技能講習

●日程（場所）

・学科 2月5日(土)、6日(日)（ホテル松原屋）

・実技 2月11日(金)～13日(日)の内1日（KYテクノロジーズ株玉鶴工場）

●申込期限 1月21日(金)

◇床上操作式クレーン運転技能講習

●日程（場所）

・学科 2月14日(月)、15日(火)（ホテル松原屋）

●実技 2月16日(水)～18日(金の内1日（東部高等産業技術学校）

◇職長・安全衛生責任者教育

●日程（場所）

・学科 2月23日(水)、24日(木)（ホテル松原屋）

イベント

第22回サザンセト音楽祭 郷土芸能の部・邦楽の部

音楽に親しむ柳井市、周防大島町、上関町および平生町の個人、団体が日頃の活動の成果を披露します。

●日時 1月30日(日) 午後0時30分～（正午開場）

●場所 サンビームやない

●内容 郷土芸能の部に3組、邦楽の部には仕舞や箏曲、三味線など13組が出演します。

◇入場整理券をサンビームやない、柳井図書館で配布しています。（整理券がなくても入場できます。）

■問合せ先

サンビームやない
☎（22）0111

島スクエアフォーラム2011

周防大島を中心に起業家を育

＜以下は広告欄です＞

地上デジタル放送視聴のための 低所得者支援の拡大

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送をまだ視聴できない「NHK放送受信料全額免除世帯」に対する支援を行っています。

今回、その支援の対象に「市町村民税非課税世帯」を加えることとなりました。

具体的には、まだ地上デジタル放送に対応できていない「世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯」に、簡易なチューナー（1台）を無償で給付（配送）します。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

◇ 総務省 地デジチューナー支援実施センター ◇

■NHK放送受信料全額免除世帯への支援について

☎0570-033840

■市町村民税非課税世帯への支援について

☎0570-023724

第60回 平和記念 周南駅伝競走大会

2市2町（光市・柳井市・田布施町・平生町）をタスキでつなぐ、第60回平和記念周南駅伝競走大会が開催されます。沿道からみなさんの温かい声援をお願いします。

1/16(日) 10:00 出発

◆スタート 田布施中学校

◆ゴール 田布施町スポーツセンター

平生町内中継所

森庭園前

到着予定時刻 11:22

相談

「家庭内の問題」で お悩みの方へ

配偶者からの暴力や離婚の強要など、家庭内の問題で悩んでいますか。

法務局職員および人権擁護委員が無料で相談をお受けします。電話でも相談できますので、どうぞご利用ください。

●場所 山口地方法務局周南支局（人権相談所）

●受付時間 平日のみ 午前8時30分～午後5時15分

■相談・問合せ先

山口地方法務局周南支局
周南人権擁護委員協議会

☎0834(28)0244

相続登記はお済みですか

2月は「相続登記はお済みですか月間」として、県下各司法書士事務所において、相続登記に関する相談を無料で実施します。

●相続登記とは 相続した不動産の登記上の名義を変更することを言います。相続登記は手続きが遅れがちで、何代にもわたって放置されていることもあります。相続した不動産の名義を変更していないと、売却する場面などの際に手続きが順調に進みません。また、長い間放置すると、権利関係が複雑になり、さまざまなトラブルが発生することも少なくありません。

■問合せ先

山口県司法書士会事務局

☎083(924)5220

司法書士による多重債務 無料電話相談会

●日時 2月5日(土) 午前10時～午後4時

●相談受付電話番号

☎0120(003)821

●相談内容

多重債務問題でお困りの人、債務整理手続や司法書士事務所の紹介など、問題解決に向けてアドバイスをします。

■主催・問合せ先

山口県青年司法書士協議会
相談会担当

☎083(234)1374

< 以下は広告欄です >

まちのカレンダー

《1月16日～2月15日》

1 月

16 (日)	平和記念周南駅伝競走大会 (10:00 / 田布施町出発)
17 (月)	
18 (火)	育児学級〈平生地区〉(10:00 / 保健センター)
19 (水)	マロニエ会 (9:30 / 保健センター) こころの健康相談・いこいの場 (13:30 / 保健センター)
20 (木)	
21 (金)	朗読ボランティアつゆくさの会 (10:00 / 平生図書館) もの忘れ相談 (13:30 / ふれあいまちづくりセンター〈あいあむ〉)
22 (土)	体育館開放日 (午前中)
23 (日)	
24 (月)	保健センター開放日 (9:30) おかあさんといっしょ〈絵本の読み聞かせ〉(10:00 / 保健センター)
25 (火)	
26 (水)	
27 (木)	
28 (金)	離乳食学級 (9:30 / 保健センター)
29 (土)	体育館開放日 (午前中)
30 (日)	
31 (月)	

2 月

1 (火)	育児学級〈大野・曾根・佐賀地区〉(10:00 / 保健センター)
2 (水)	マロニエ会 (9:30 / 保健センター)
3 (木)	
4 (金)	ひらお読書会 (13:30 / 平生図書館)
5 (土)	体育館開放日 (午前中)
6 (日)	親と子の料理教室 (9:30 / 大野公民館)
7 (月)	
8 (火)	あすなる会〈介護者家族の会〉(13:00 / ふれあいまちづくりセンター〈あいあむ〉)
9 (水)	親しみトーク【町長と語る日】(18:00 / 町役場町長室) おひざにだっこの会 (10:30 / 平生図書館)
10 (木)	
11 (金)	建国記念の日
12 (土)	体育館開放日 (午前中)
13 (日)	
14 (月)	人権行政相談 (10:00 / 中央公民館、13:00 佐賀公民館)
15 (火)	育児学級〈平生地区〉(10:00 / 保健センター)

※予定表ですので、日時・場所の変更がある場合もあります。

平生中学校3年 古川恵美里



ポスター最優秀作品

平生小学校3年 山方奈々

地域のきずな

広がる笑顔

あいさつで

標語最優秀作品

※学校名・学年は受賞時(平成22年度)のもです。

「あたたかいまちをつくりまします」
ポスター・標語



平生町民憲章

わたくしたち 平生町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。

わたくしたち 平生町民は

- 1 自然を大切にし 環境をととのえ 美しいまちをつくりまします
- 1 スポーツに親しみ きまりを守り 健やかなまちをつくりまします
- 1 思いやりと 感謝の心をもち 温かいまちをつくりまします
- 1 勤労をとうとび 活力にみちた 豊かなまちをつくりまします
- 1 文化を創造し 若い力を育て 伸びゆくまちをつくりまします

「広報ひらお」は、環境に配慮した再生紙を使用しています。